

## 社会福祉法人神戸市中央区社会福祉協議会 役員報酬規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸市中央区社会福祉協議会（以下「法人」という）の役員の報酬に関する事項を定める。

### (報酬の対象)

第2条 この規程に基づいて報酬を支給する役員は、監事のうち公認会計士又は税理士の資格を有する者とする。

### (報酬の支給)

第3条 報酬は、法人の財産の状況に関する監査、及び法人の理事会、評議員会に出席した場合に支給する。

### (報酬額)

第4条 報酬額は下記のとおりとする。

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (1) 法人の財産の状況に関する監査  | 1回につき、30,000円以内（税込） |
| (2) 法人の理事会、評議員会への出席 | 1回につき、10,000円以内（税込） |

### (支給方法)

第5条 本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

### (公 表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

#### 附 則

この規程は、平成29年3月22日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。